第十五条第一項中「できがたい」を「することが困難である」に改め、同条第二項中「できがたい」を「することが困難である」に改め、「消防学校の」を削り、同条第三項中「消防学校の」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「できがたい」を「することが困難である」に改め、「消防学校の」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（消防団員に対する修了証等の交付）

第十六条　学校長は、指揮幹部科の課程の種別ごとに、当該各課程の修了を認定した者に対し、修了証を交付するものとする。

2　学校長は、指揮幹部科の修了を認定した者に対し、修了証を交付するとともに、当該者が消防団の活動時における指揮者であることを示すき章を交付するものとする。

別表第六を次のように改める。

別表第六

消防団員に対する幹部教育の種別並びにその標準的な教科目及び時間数

1　初級幹部科

教科目	時間数
講話	1時間
訓練礼式	1〃
現場指揮	3〃
防災指導要領	2〃
安全管理	2〃
行事その他	1〃
計	12〃

2　指揮幹部科

(1)　現場指揮課程

教科目	時間数
講話・現場指揮・安全管理	1時間
火災防ぎょ訓練	2〃
水災活動訓練	2〃
救助・救命訓練	4〃
避難誘導訓練	2〃
災害情報収集・伝達訓練	1〃
地域防災指導訓練	1〃
行事その他	1〃
計	14〃

(2)　分団指揮課程

教科目	時間数
講話・組織制度・安全管理	2時間
防災	3〃
災害対応図上訓練	2〃
事例研究	2〃
行事その他	1〃
計	10〃

備考

分団指揮課程の教科目「講話・組織制度・安全管理」及び「防災」については、消防学校以外の場所における個別学習用の教材を用いた教育訓練の受講及び消防学校における効果測定の実施をもって、消防学校における教育訓練の受講に代えることができる。

附　則

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　この告示による改正前の消防学校の教育訓練の基準第十条の規定に基づく中級幹部科を修了した者については、この告示による改正後の消防学校の教育訓練の基準第十条の規定に基づく分団指揮課程を修了したものとみなす。

○消防庁告示第七号

市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令（平成二十五年政令第二百六十三号）第二条の規定に基づき、消防署長の資格の基準に係る教育訓練及びその期間を定める件（平成二十五年消防庁告示第十五号）の一部を次のように改める。

平成二十六年三月二十八日　　消防庁長官　大石　利雄

第一項中「同項」を「同条第一号及び第二号」に改め、第二項中「の課程」を削る。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○財務省告示第九十二号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十六年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を別表のように定める。

ただし、平成二十五年度において支出負担行為の実施計画につき既に財務大臣の承認を経た経費及び平成二十六年度における予備費使用に係る経費を除く。

平成二十六年三月二十八日　　財務大臣　麻生　太郎

別　表

1　一般会計

(1)　歳出予算（繰越経費を含む。）

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	地域再生推進費
		沖縄振興交付金事業推進費
		沖縄北部連携促進特別振興事業費のうち
		沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金